

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年10月6日 政策調整会議	
開 催 日 時	午前 8時55分から 平成26年10月6日(月) 午前10時20分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	田中市長公室長、重岡危機管理監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長、猪股福祉部次長兼こども未来課長 （担当課1） 上野総務部次長兼財政課長、濱同課主幹兼課長補佐 （担当課2） 村山財産管理課長、宇野同課主幹兼課長補佐、木田同課財産管理係長（事務局） 神田市長公室次長兼政策企画課長、佐藤同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係小曾根主任	
会 議 内 容	1 平成27年度当初予算編成方針について 2 朝霞市公共施設白書について	
会 議 資 料	・平成27年度当初予算編成方針について ・朝霞市公共施設白書について	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

【議題】

1 平成27年度当初予算編成方針について

【説明】

(担当課1：上野)

平成27年度当初予算編成方針のポイントについて説明する。

1 ページの内容について、一つ目として、これまで本市では、経費削減や事業の先送り、財政調整基金の取り崩しなどによって歳入・歳出のバランスをとってきたこと、二つ目として、平成27年度は個人市民税の増収が見込まれるものの、法人税の実効税率引き下げや固定資産税の評価替えなどの減少要因を考慮すると平成26年度を上回る予測はできないこと、三つ目として、このような中、第4次朝霞市総合振興計画の最終年度として、限られた財源を重点的かつ効果的に重要施策に配分するため、職員はコスト意識を持ち、英知を結集すべきことを書き記してある。

2 ページ目以降については、「基本原則」「歳入に関する事項」「歳出に関する事項」が主な内容となっている。

各項目の主な点として、まず基本原則については、一つ目として、持続可能で安定した財政構造を確立するため、より一層の歳出の抑制、歳入の確保に努めること、二つ目として、選択する事業は、第4次朝霞市総合振興計画実施計画の対象となる事業であること、三つ目として、「市単独の支援制度」については、毎年度見直しを実施して、各部で十分に検討したうえで予算要求を行うことなどのほか、消費税については、平成27年10月から10%となることが見込まれることから、予算見積もりにあたっては適正な額を計上することである。

歳入に関する事項については、一つ目として、的確な収入見込み額を計上すること、二つ目として、未収金、滞納繰越金の縮減に努めること、三つ目として、国・県の動向を的確に把握し、国・県の補助金が削減・廃止された場合には、事業の廃止・縮減を前提に十分検討することなどである。

歳出に関する事項については、一つ目として、「需用費」、「役務費」については、引き続き枠配分を実施すること、二つ目として、補助金については「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」に基づき、各部で十分に検討の上、予算計上すること、三つ目として、その他前年度の実績にとらわれることなく、その必要性を再度見直し、適正な額を見積もることなどである。

なお、この予算編成方針については、ご承認いただいた後、10月17日金曜日に通知し、11月12日水曜日の正午を予算要求締切日としたいと考えている。

(担当課1：濱)

7 ページからの枠配分予算については、平成27年度についても、引き続き一般会計及び水道事業会計を除いた特別会計を対象として実施したいと考えている。平成27年度の枠配分予算については、平成26年9月1日付け副市長通知「財政健全化に向けた取組について」の「平成27年度の収支見通しと実施計画上の留意事項について」におい

て、収支ギャップの解消のために、事業経費の５％程度の圧縮に取り組むとされていることから、枠配分においてもこの考え方を踏まえて平成２６年度予算額に対して５％程度の圧縮で積算している。

なお、新規事業や制度変更、隔年での実施などにより、需用費、役務費が配分額を超えてしまう場合には、財政課長査定において調整する。

【意見等】

(田中水道部長)

消費税の税率について「適正な額を計上すること」と書いてあるが、１０月分から１０％とするのか。

(担当課１：上野)

来年１０月から消費税が１０％になるかどうか、年内には確定する見込みである。

「適正な額」としたのは、いろいろなケースがあるためである。例えば、物を購入するのが上半期であれば８％、下半期であれば１０％で積算する必要がある。本来下半期に購入するものでも、９月までに前倒しが可能であれば上半期に購入するなど、柔軟な対応をお願いしたい。

(田中市長公室長)

実施計画と同様に９％とするなど、線を決めておいた方が混乱しないのではないか。

(担当課１：上野)

線を引くのであれば、予算編成上、最初に大目にとって、ギャップが少ない方が良い。消費税が８％に上がったとき、５％のままだった業者もある。消費税が１０％になったらどうなるか、業者に確認してほしい。

(田中水道部長)

工事の場合、完成時点の消費税率とするのか。

(担当課１：濱)

４月１日以前に契約したものが１０月以降に完成した場合に８％とする経過措置があるなど、ケースバイケースである。

(島村生涯学習部長)

年間委託で月払いしている場合はどうなるか。

(担当課１：濱)

毎月支払うものであれば、その月の消費税額となるが、業者によって違うので調べてほしい。

(島村生涯学習部長)

全部調べるのは大変なので、１０月以降は１０％にしておいてはどうか。

(田中市長公室長)

調べられるところは調べていただいて、財政課の査定で確認することとする。

国の方向性が定まったら、全庁に通知してほしい。

(担当課１：上野)

承知した。

(柳原都市建設部長)

4 ページ (2) ④で、「平成 26 年度の設計金額又は支出実績額を上限とすること」について、消費税のアップ分も圧縮するということなのか。

(田中市長公室長)

原則的には、消費税も含めて前年度を上回らない範囲で努力してほしいというものである。ただし、人件費の圧縮には限度がある。

(柳原都市建設部長)

人件費は、回数や内容の点で見直すしかないと思われる。

(田中市長公室長)

回数・内容の見直しをできるものとできないものがある。「原則として」を入れた方が良いのではないかな。

(担当課 1 : 上野)

「原則として」を入れる。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 朝霞市公共施設白書について

【説明】

(担当課 2 : 村山)

朝霞市公共施設白書を作成する背景について説明する。公共施設の老朽化が進む一方で、財政状況は依然として厳しい状況にあること、また、人口の年齢構成の変更等により、公共施設の利用需要が変化していくため、公共施設全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化することが必要である。

市の上位計画での位置付けは、第 4 次朝霞市総合振興計画後期基本計画の 7 章 2 (1) ④施設管理の適正化である。また、第 4 次朝霞市行政改革大綱の中でファシリティ・マネジメントの導入が取組項目として位置付けられている。

国の計画・要請については、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化計画」が出され、各インフラの管理者は「行動計画」及び「個別施設計画」を策定することとしている。平成 26 年 4 月に総務省から「公共施設等総合管理計画策定指針・要請」が出され、総合管理計画はインフラ長寿命化計画（行動計画）に該当すること、また、インフラを含めた公共施設の現状及び将来の見通しを踏まえた上で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること、総合管理計画に基づく施設の除却について、地方債が活用できることとされた。

6 ページの公共施設の分類と具体的な例について、公民館を社会教育系施設ではなく市民文化系施設としているのは、注記にあるとおり総務省の更新費用試算ソフトに準拠し、他市との比較を行えるようにするためである。

20ページの図3-1及び図3-2について、延床面積で52.0%を学校教育系が占めている。建築年別面積で見ると、昭和40～50年代と平成に入ってから2つの山がある。

161ページからの更新費用の推計は、総務省等が提供する「更新費用試算ソフト」の考え方に従い、試算条件を朝霞市の実態に合わせて設定したものである。建替え時の条件としては、同一構造、同一延床面積を基本とし、延床面積1平方メートルあたり建設単価は表6-2のとおりである。

163ページの改修費用の推計について、建物は新築すればそれでおしまいではないので、例えば鉄筋コンクリートは耐用年数が60年なので、その半分の30年目で大規模改修を行う設定にしている。費用は、新築の50%として設定している。大規模改修費用は、今後50年間で総額408億円が必要である。

165ページの図6-3で公共施設の更新・大規模改修費用合計を示しているが、今後50年間で総額約1,050億円が必要である。

4のコスト削減策の検討については、一例としてシミュレーションをしたものである。この公共施設白書は、現状の把握を主な内容としている。来年度までに、総合管理計画の中でインフラを含めた市としての大きな方針を策定していく。

【意見等】

(島村生涯学習部長)

6ページにおいて、テニスコートはスポーツ・公園系施設の建物以外の遊具、敷地などの中に含まれているのか。

51ページの「代えて」と、59ページの「ちょうど」を別の表現にした方が良い。

61ページの体育館には、中学校も記載が必要である。

66ページの内間木公園の所管課に、みどり公園課を記載した方が良いのではないのか。今後、ファシリティ・マネジメントとの関わりはどうか。

(担当課2：村山)

この白書では建物だけを対象としているので、テニスコート自体は含まない。

文言は修正する。

総合管理計画がファシリティ・マネジメント推進の作業になる。

平成27年度までに大きな方針を決め、個別の施設計画については、平成28年度以降に検討することとなる。

(内田議会事務局長)

17ページの東地区に大字溝沼がない。斎場はここに入っていないのか。

(担当課2：村山)

大字溝沼の人口を東と西に分けるのが難しかったため、このようにしているが、これは人口を出すときだけの区分である。実際は、斎場は東地区に位置付けている。

(柳原都市建設部長)

164ページの「大規模改修が済んでいるはずの費用」は、誤解を招かないよう丁寧に表現した方が良い。

(担当課２：村山)

修正する。

(田中市長公室長)

庁議に諮った後、どのように公表するのか。

(担当課２：村山)

ホームページと広報に掲載するほか、議員に郵送する。また、図書館や公民館に配置する。１０月中に公表する予定である。

(薮塚健康づくり部長)

３６ページ以降の所管課について、建物を管理している課が記載されているのか。

シルバーサロン（弁財）が４３ページには記載がない。

各施設の現況の中に、老人福祉センターがない。

(田中市長公室長)

建物を管理している課だけを書くかどうかは、全体で考え方が統一されていればよいと思う。

(担当課２：村山)

シルバーサロン（弁財）は追記する。

老人福祉センターなど複合施設については検討する。

(内田議会事務局長)

２段階に分けて作ったのはなぜか。この段階で公開しないといけないのか。

(担当課２：村山)

建物のデータは、所管課が持っていたため集約化した。

第４次朝霞市行政改革において、白書を作って公開し、方針を決めることとしている。

(田中市長公室長)

課題を明らかにすれば、どのような方針で今後の計画を作っていくかが問われてくる。

(小林総務部長)

総合管理計画に係る委員会を設置し、市としての方向性を決めていく予定である。

施設をどのように管理しているか、今まで集約したものがなかったため白書を作った。

総合管理計画をどのように作っていくか、もう１度内部でつめる作業を行いたい。

(田中市長公室長)

まず、内部で課題をさらに絞り込んでいく体制を組まないといけないと思う。

(担当課２：村山)

８月に担当課で打ち合わせを実施した。今後、庁内検討委員会を設置する予定である。

(内田議会事務局長)

白書は、総合管理計画の一部なのか。独立したものなのか。

(内田監査委員事務局長)

最後のページの「定期的な」という表現が、あいまいではないか。

(小林総務部長)

総合管理計画では大きな指針を作り、絶えず見直しをしていくため、材料である白書を更新していく必要がある。白書と総合管理計画は別のものでない。

(田中市長公室長)

施設を長寿命化しながら、床面積をどうしていくかが課題になるということである。

【結果】

一部修正の上、庁議に諮ることとする。

【閉会】